

砺波市道の通学路における安全対策基準

(趣旨)

第1条 本基準は、市内の小学校へ通学する児童の交通安全を確保するため、路面標示による安全対策（以下、「安全対策」という。）について、道路構造令の規定を参酌し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本基準での用語の定義は以下のとおりである。

(1) 外側線オフセット

中央線のない道路において、道路敷内で幅員構成を見直し、児童が通学時に歩行する部分を確保するために外側線を新たな位置に塗布するものをいう。

(2) カラー舗装

運転者からの視認性及び歩行者の安全性の向上を図るため、路肩を黄色に塗布するものをいう。

(設置の基準)

第3条 安全対策は、以下の要件を全て満たす市道で実施することができる。

(1) 歩車道分離されていない市道

(2) 小学校で指定された通学路

(3) 小学校を中心におおむね1 km以内の区域内にあり、かつ小学校に在籍する児童のうち、おおむね10%以上の者が利用している市道

(4) 安全対策の実施により、児童の通学時における交通安全の確保に非常に効果があると認められる市道

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた道路には安全対策を実施することができる。

(設置の手順)

第4条 安全対策の実施については、以下の手順により進めるものとする。

(1) 学校長は、PTA及び自治会等の地域住民と協議のうえ、砺波市通学路交通安全プログラムに基づく通学路の合同点検箇所位置付ける。

(2) 市は、前条の規定を満たしているか確認のうえ、設置の必要性を検討し、予算の範囲内で実施する。

(安全対策の選定)

第5条 安全対策は、別に定める安全対策選定基準、通学路の合同点検の要望内容、対象市道の周辺状況等を総合的に考慮し、関係機関とも協議のうえ選定するものとする。

附 則

本基準は、令和7年4月1日から施行する。